



チカラシバ

Power Alliance Tax Accountant Office
パワースタリオンズ税理士事務所
News

編集 発行人

パワースタリオンズ税理士事務所
税理士 若杉 治
〒151-0073
東京都渋谷区笹塚3-37-1
第1花井ビル2F
TEL 03 (5365) 4744(代)
FAX 03 (5365) 4745
E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

10月

(神無月) OCTOBER

14日・スポーツの日

日	月	火	水	木	金	土
・	・	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	・	・

ワンポイント 社会保険の加入要件拡大

この10月1日から、パート・アルバイトの社会保険の加入要件が拡大されます。被保険者数が51人以上の企業等(特定適用事業所)において、週の所定労働時間が20時間以上、月額賃金が8.8万円以上といった要件を満たすパート等が、短時間労働者として健康保険・厚生年金保険の加入対象となります。

10月の税務と労務

- 国 税／9月分源泉所得税の納付 10月10日
- 国 税／特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月15日
- 国 税／8月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 10月31日
- 国 税／2月決算法人の中間申告 10月31日
- 国 税／11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 10月31日
- 地方税／個人住民税第3期分の納付 市区町村の条例で定める日
- 労 務／労働者死傷病報告(7月～9月分) 10月31日
- 労 務／労災の年金受給者の定期報告 (7月～12月生まれ) 10月31日
- 労 務／労働保険料第2期分の納付 10月31日 (労働保険事務組合委託の場合は11月14日)

インボイス制度 導入から1年 こんな時どうする？

令和5年10月1日からインボイス制度が始まり、今月で1年になりますが、税務署には様々な問い合わせがあるようです。そこで今回は、インボイス制度に関する問い合わせの多い質問を取り上げます。

立替払い(取引先)

A社が、取引先のB社に経費を立て替えてもらった場合、経費の支払先であるC社から交付されたB社宛のインボイスをそのまま受領したとしても、受領したものを自社のインボイスとすることはできません。この場合は、立替払いをしたB社から、立替金精算書の交付を受けることなどによって、C社から行った課税仕入が自社のも

のであることを明らかにする必要があります。【図1】参照
なお、このようなケースで立替払いをするB社がインボイス発行事業者ではない事業者であつても、C社がインボイス発行事業者であれば、A社は仕入税額控除を行うことができます。

立替払い(従業員)

従業員が、自社の事業に必要な物品を自ら購入し、宛名に従業員名が記載されたインボイスを受領した場合、このインボイスの保存のみでは、仕入税額控除を行うことはできません。この場合に仕入税額控除を行うためには、その従業員が自社に所属していることが明らかとなる従業員名簿などの保存を併せて



行う必要があります。

なお、従業員名簿などがない場合は、宛名に従業員名が記載されたインボイスと、その従業員が作成した立替金精算書を受領・保存する必要があります。

ETC

クレジットカード会社がカードの利用者に交付する利用明細書は、利用者である事業者に対して課税資産の譲渡等を行った他の事業者が作成・交付する書類ではないことや、課税資産の譲渡等の内容や適用税率などインボイスの記載事項を満たしていないことから、一般的にはインボイスには該当しません。

一方で、ETCシステムを利用して、クレジットカードにより高速道路の利用料金を精算する会社も多くあります。この場合、高速道路の利用料金について仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、高速道路会社が運営するホームページから、通行料金が確定した後に、簡易インボイスの記載事項に係る電磁的記録(以下「利用証明書」)をダウンロードし、そ

れを保存する必要があります。

なお利用証明書のダウンロードは、クレジットカード利用明細書の受領ごとに行う必要はなく、利用した高速道路会社ごとに任意の一取引に係る利用証明書を一回のみ取得・保存すれば、保存要件を満たします。

仮払消費税等の経理方法

インボイス発行事業者以外の者からの仕入れには、仕入税額相当額の80%または50%を控除できる経過措置が採られています。税抜経理を行う場合、経過措置期間中はインボイス制度導入前の仮払消費税等の額の80%または50%相当額を仮払消費税等の額とし、残額を仕入れ等の価額として所得税や法人税の計算を行うことが原則です。

この取扱が見直され、経過措置期間終了後の原則となる取扱いを先取りして、インボイス発行事業者以外からの仕入れについて、消費税等の額を取引の対価の額と区分しないで経理することが認められることになりました。また、簡易課税制度を適用する事業者や、いわゆる2

割特例制度適用事業者については、仕入税額控除を適用するにあたってインボイス等の有無が要件とされていないことから、インボイス制度導入前と同様の額を仮払消費税等の額として計上する方法が認められることになりました。これらの経理方法は、令和5年10月1日以降の取引について、適用することができます。【図2】参照

出張旅費・通勤手当など

従業員などに支給する出張旅費や宿泊費、日当などのうち、その旅行に通常必要と認められる部分の金額は、課税仕入に係る支払対価の額に該当するものとして取り扱われます。この場合、従業員はインボイス発行事業者ではないためインボイスの交付は受けられませんが、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が可能です。同様に、従業員などに支給する通勤手当のうち、通勤に通常必要と認められる部分の金額についても、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で、仕入税額控除を行うことができます。

図1 立替金の取引図

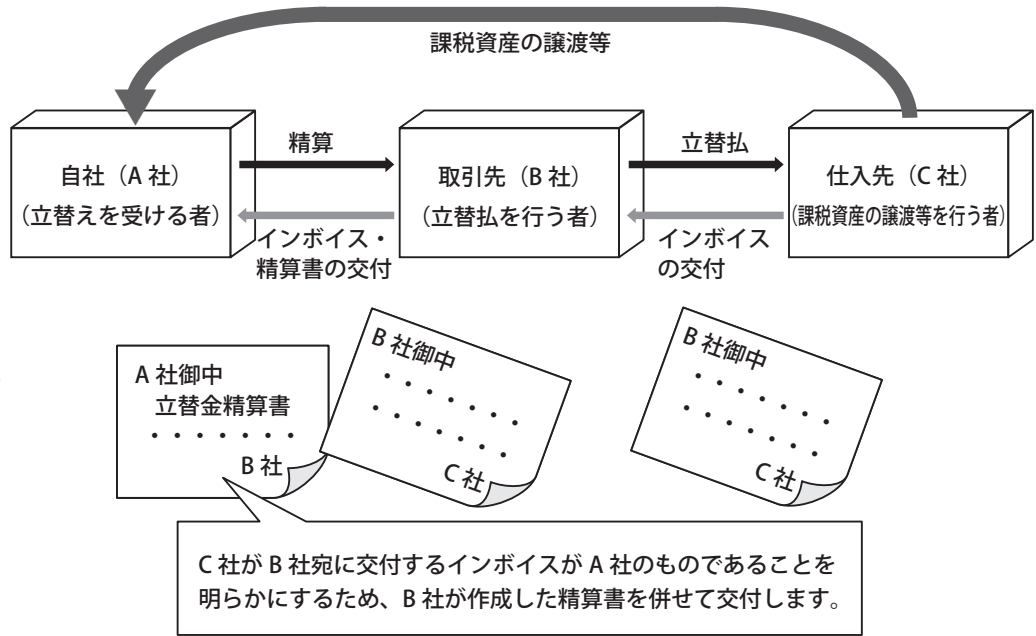
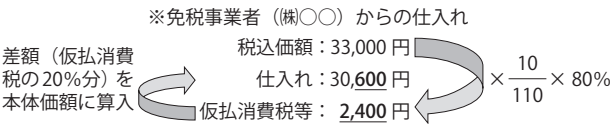


図2 仮払消費税等の額の経理処理

(1) 原則

総勘定元帳			
月	日	摘要	借方
11	3	(株)〇〇 雑貨 80%対象*1	30,600
		(仮払消費税等)	2,400



(2) 新たに認められることとなった経理処理

① 全事業者

総勘定元帳			
月	日	摘要	借方
11	3	(株)〇〇 雑貨 80%対象*2	33,000
		(仮払消費税等)	0

② 簡易課税制度適用者・2割特例適用者のみ(継続適用が要件)

総勘定元帳			
月	日	摘要	借方
11	3	(株)〇〇 雑貨 80%対象*3	30,000
		(仮払消費税等)	3,000

* 1 : 「経過措置の対象である旨」の記載が必要 (簡易課税制度適用者・2割特例適用者は不要)

* 2 : 仮払消費税等の計上はないものの、消費税の計算上、経過措置を適用するのであれば、「経過措置の対象である旨」の記載が必要 (簡易課税制度適用者・2割特例適用者は不要)

* 3 : 経過措置の対象である旨の記載は不要

社宅などを貸与した場合

従業員に対して社宅などを貸与する場合、従業員から賃料相当額の50%以上を受け取っていれば、給与として課税されません。このとき賃料相当額は、次の(1)から(3)の合計額をいいます。

- (1) その年度の建物の固定資産税の課税標準額×0.2%
- (2) 12円×(その建物の総床面積(㎡)÷3.3㎡)
- (3) その年度の敷地の固定資産税の課税標準額×0.22%

なお、社宅などを他から借りて貸与する場合も、(1)から(3)の合計額が賃料相当額になります。

一方、役員に対して社宅などを貸与する場合は、役員から賃料相当額を受け取っていれば、給与として課税されません。このときの賃料相当額は、貸与する社宅などの床面積により、小規模な住宅とそれ以外の

住宅に分けて、一定の計算式で計算を行います。小規模な住宅は、床面積が132㎡(法定耐用年数が30年を超える建物は99㎡)以下の住宅をいい、小規模な住宅の賃料相当額は、上記(1)から(3)の合計額です。

小規模な住宅でない場合は、次の(4)と(5)の合計額の12分の1が賃料相当額になります。

- (4) その年度の建物の固定資産税の課税標準額×12%(法定耐用年数が30年超の場合は10%)
- (5) その年度の敷地の固定資産税の課税標準額×6%

社宅を他から借りて貸与する場合は、家主に支払う家賃の50%と、(4)と(5)の合計額の12分の1の、いずれか多い金額が賃料相当額になります。

なお貸与する社宅が、いわゆる豪華社宅に該当する場合は、通常支払うべき使用料相当額が、賃料相当額になります。

受取配当等の益金不算入制度

法人が剰余金の配当や利益の配当など配当等の額を受ける場合には、一定の金額を益金の額に算入しないこととされています。この制度を、「受取配当等の益金不算入制度」といいます。配当等の金額は、既に法人税が課税された後の利益から支払われているので、配当を受け取る法人について税負担を調整する仕組みとして、この制度が設けられています。

益金不算入となる金額は、株式等の保有割合によって異なり、配当等の額の20%から100%になります。また、公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額のうち、配当等の額については、この制度の対象ではありません。

なお、法人が役員や使用人などの名義をもって所有している株式等について配当等を受けた場合も、この制度を適用できます。一方、法人が株式等を売却した後、名義換えが行われなかったために配当等を受けた場合、この制度は適用できません。

法人版事業承継税制

法人版事業承継税制は、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を、後継者である受贈者や相続人等が贈与又は相続により取得した場合に、一定の要件を満たすことで、その贈与税や相続税の納税を猶予し、後継者の死亡などにより納税が猶予されている税額の納税が免除される制度です。

平成30年度税制改正で、納税猶予の対象となる非上場株式の制限(総株式数の3分の2までの撤廃や、納税猶予の割合の引上げ(80%から100%)等の特例措置が創設されました。この特例措置は、令和9年12月31日までに贈与や相続により会社の株式を取得した経営者が対象となりますが、令和6年3月31日までに特例承継計画の提出が必要でした。令和6年度税制改正で、計画の提出期限が令和8年3月31日まで延長されました。